

令和5年4月入室

横瀬町学童保育室入室案内

学童保育室とは、保護者等が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終了した放課後に生活の場を確保し、健全な遊びを与え個別的又は集団的に指導を行い、児童の健全育成を行う施設です。

1. 対象児童 本町に住所を有し、原則として小学校1年生から6年生までの児童で、次のいずれかに該当する場合
 - (1) 保護者又は保護者に代わるべき者（以下「保護者等」）が労働等により昼間留守になる世帯の児童
 - (2) 保護者等の疾病又は心身に障害があり学童の保育ができない世帯の児童
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、明らかにその学童の保育ができないと町長が認めた世帯の児童
2. 保育時間 学校の授業日 放課後から午後6時30分まで
学校の休業日等 午前7時30分から午後6時30分まで
3. 休室日 日曜日・祝日・年末年始
その他町長が特に必要と認めた日
4. 保育料 一人につき月額5,800円
(保護者会費2,000円を別途負担していただきます。)

5. 入室手続 (1) 申込みに必要な書類

- ・横瀬町学童保育室入室申請書
- ・横瀬町学童保育室学童家庭調査書
- ・保護者等の就労証明書
- ・疾病等の場合は診断書

(2) 申込み受付

日時 10月18日(火)から

11月18日(金)までの平日

午前8時30分から午後5時15分

場所 横瀬児童館

6. 定員 50名

7. 入室決定 12月中に審査し、保護者等に通知します。

8. その他
- ・保護者等が必ずお迎えに来てください。
 - ・年度途中の入退室については、希望日の1ヵ月前までに書類を提出してください。
 - ・住所、職場等が変更した場合は、変更届の提出が必要です。
 - ・勤務状況が変わった場合には、退室になる場合もあります。
 - ・希望者が多いときは、学年が小さい児童を優先します。

9. 所在地 横瀬町学童保育室(横瀬児童館内)

横瀬町大字横瀬4377番地1

☎22-2072